

## 協議をお願いしたい内容

- 令和7年12月末時点で、乗合型AⅠオンデマンド交通「うきしろ号」の乗降場所は778箇所を指定しております。
- 本年1月6日(火)から「うきしろ号」が道路運送法第4条許可による運行となったことから、今後の乗降場所の指定基準を以下のとおりとしてよいかご協議をお願いします。
- なお、基準の設定についてご承認を頂けた場合には、次ページの追加申請があった施設等を乗降場所として指定してよいかご協議をお願いします。

## 乗降場所の指定基準

### [要件]

これまでの指定の際に考慮した点と同様に

- ・不特定多数が利用する施設等であること※  
※店舗等ではない個人の自宅は認めない
- ・既存の指定乗降場所との距離は問わない

### [申請者]

施設等の管理者

今後は、当会議でお諮りしたうえで、指定乗降場所の追加を行います

# 追加する指定乗降場所

種類	番号	施設名	所在地
鍼灸院等	B-29	まつだ鍼灸室	長野1012
福祉関連施設 (高齢者)	C-44	住宅型有料老人ホーム フルーグ	野1087-1
商業施設等	E-150	スポーツフィールド行田	緑町8-8
商業施設等	E-151	創作足袋 千代の松	忍1-1-16
商業施設等	E-152	ビューティコレクション行田	城西4-5-4
その他	N-16	高太寺	皿尾359
その他	N-17	嶺雲寺	小見968



- 追加後の指定乗降場所数: 785か所
- 追加日 : 令和8年3月2日(月)